

別表（第2条関係）

補助事業名	病床機能転換推進・医療機関再編統合等推進事業
補助事業の目的	地域医療構想の達成に向け、病床の機能分化・連携を一層推進するため、医療機関の自主的な取組（医療機関の統廃合、病床機能の集約・転換・削減等）に対して支援し、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保を図る
補助事業の対象となる者	別記1のとおり
補助事業の対象となる経費	別記1のとおり
補助率	1／2以内
補助金の額	<p>補助金の交付額は次により算出するものとする。ただし、補助金の交付は予算の範囲内とする。</p> <p>(1) 別記1の表に定められた基準額等から算出した基準額（経費）と対象経費の実支出額等とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により算定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じた額を補助額とする（算出された額の1,000円未満切り捨て）</p>
適用除外する条項	
その他の事項	別記1のとおり

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容
第 3 条	(添付書類) 別記2のとおり
	(指定期日) 別途通知する日
第 7 条 第 1 項	(軽微な経費配分の変更) 別記2のとおり
	(軽微な事業内容の変更) 別記2のとおり
	(添付書類) 別記2のとおり
	(指定期日) 別途通知する日
第 9 条 第 1 項	(報告事項等) 必要のある時は別途通知する。
第 1 1 条	(添付書類) 別記2のとおり
	(指定期日) 事業完了後 30 日以内又は翌年度 4 月 10 日のいずれか早い日
第 1 9 条 第 1 項	(処分制限期間) 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 (平成 20 年 7 月 11 日厚生労働省告示第 384 号) に基づくものとする。